

令和 9 年 4 月からの特定業務委託契約の作業報酬下限額を決定しました

川崎市では、契約により市の事務又は事業の実施に従事する者に支払われる「特定業務委託契約の作業報酬下限額」を次のとおり定め、令和 8 年 9 月 1 0 日（木）に告示いたしました。

これは、令和 8 年 8 月 2 6 日（水）に開催された令和 8 年度第 1 回川崎市作業報酬審議会において、「特定業務委託契約の作業報酬下限額」について決議され、その内容について、同日、川崎市へ答申されたことを踏まえたものです。

1 答申された内容

作業報酬下限額（川崎市契約条例第 7 条第 1 項第 2 号に掲げる特定業務委託契約に従事する者に対して支払われるべき 1 時間当たりの作業報酬の下限の額）について

2 本市で決定した「作業報酬下限額」

特定業務委託契約の作業報酬下限額 1,370 円（令和 8 年度比 +64 円）

3 施行日

令和 9 年 4 月 1 日

施行日以降に締結する川崎市契約条例第 7 条第 1 項第 2 号に規定する特定業務委託契約について適用します。

【問合せ先】

川崎市財政局資産管理部契約課 川端
電 話（044）200－2096（内線 24701）